

関係法規抜粋

医療法

第 30 条の 4 略

2 ~ 11 略

12 都道府県は、医療計画を定め、又は第 30 条の 6 の規定により医療計画を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村（救急業務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）の意見を聞かなければならない。

13 略

第 71 条の 2 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 略

医療法施行令

第 5 条の 18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 略

4 略

第 5 条の 21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 略